

市第79号議案

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 都市景観協議（第9条—第14条）」を

「第3章 都市景観協議（第9条—第14条）」

第3章の2 特定景観形成歴史的建造物（第14条の2—第14条の6）」

に改め、「第23条」の次に「—第25条」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 特定景観形成歴史的建造物  
（特定景観形成歴史的建造物の指定）

第14条の2 市長は、歴史的な価値を有する建造物（これと一体となって魅力ある都市景観を形成している土地その他の物件を含む。以下「歴史的建造物」という。）であって、魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要なものを特定景観形成歴史的建造物として指定することができる。ただし、次に掲げるもの（以下

「指定対象外建造物」という。)については、この限りでない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第 214 号）第27条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの、同法第78条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び同法第 109 条第 1 項又は第 110 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定され、又は仮指定されたもの
  - (2) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第 4 条第 1 項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたもの、同条例第26条第 1 項の規定により神奈川県指定有形民俗文化財に指定されたもの及び同条例第31条第 1 項の規定により神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝又は神奈川県指定天然記念物に指定されたもの
  - (3) 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月横浜市条例第53号）第 6 条第 1 項の規定により横浜市指定有形文化財に指定されたもの、同条例第32条第 1 項の規定により横浜市指定有形民俗文化財に指定されたもの及び同条例第40条第 1 項の規定により横浜市指定史跡、横浜市指定名勝又は横浜市指定天然記念物に指定されたもの
  - (4) 景観法第19条第 1 項の規定により景観重要建造物に指定されたもの及び同法第28条第 1 項の規定により景観重要樹木に指定されたもの
- 2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴くとともに、当該歴史的建造物の所有者（所有者が 2 人以上いる場合にあっては、その全員。以下同じ。）及び権原に基づく占有者又は管理者（以下「所有者

等」という。)の同意を得なければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を当該歴史的建造物の所有者等に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(指定の解除)

第14条の3 市長は、特定景観形成歴史的建造物が滅失等により特定景観形成歴史的建造物としての価値を失ったときその他規則で定める理由があるときは、前条第1項の規定による指定を解除することができる。

- 2 市長は、前項の規定による解除をしようとするときは、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、特定景観形成歴史的建造物が指定対象外建造物となったときは、前条第1項の規定による指定を解除するものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項及び前項の規定による解除について準用する。

(保存活用計画の策定等)

第14条の4 市長は、第14条の2第1項の規定により特定景観形成歴史的建造物の指定をしたときは、当該特定景観形成歴史的建造物の保存及び活用の促進に関する計画(以下「保存活用計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 当該特定景観形成歴史的建造物の名称及び概要
  - (2) 当該特定景観形成歴史的建造物の所有者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (3) 当該特定景観形成歴史的建造物の保存及び活用に係る目標及び方針
- (4) 建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号に定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該特定景観形成歴史的建造物の良好な保存及び活用を図るために必要な事項

3 市長は、保存活用計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該特定景観形成歴史的建造物の所有者等と協議して保存活用計画の案を作成し、都市美対策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定により保存活用計画を策定したときは、その旨を当該特定景観形成歴史的建造物の所有者等に通知しなければならない。

5 前 2 項の規定は、保存活用計画の変更について準用する。ただし、第 2 項第 2 号に掲げる事項のみに係る保存活用計画の変更については、この限りでない。

(管理義務等)

第14条の 5 特定景観形成歴史的建造物の所有者等は、保存活用計画に基づき当該特定景観形成歴史的建造物を適切に管理しなければならない。

2 特定景観形成歴史的建造物の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等に係る許可等)

第14条の 6 特定景観形成歴史的建造物の所有者等は、当該特定景

観形成歴史的建造物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為が保存活用計画に適合すると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 市長は、第 1 項の許可の申請があった場合において、保存活用計画に係る目標の達成又は方針の実現のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 市長は、第 1 項の規定による許可を受けた者が前項の規定による許可に付された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

5 第 1 項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

第 23 条に見出しとして「(過料)」を付し、同条を第 25 条とし、第 7 章中同条の前に次の 2 条を加える。

(罰則)

第 23 条 次のいずれかに該当する者は、300,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条の 6 第 1 項の規定に違反して、特定景観形成歴史的建造物の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をした者

(2) 第 14 条の 6 第 3 項の規定により許可に付された条件に違反し

た者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。  
(横浜市都市美対策審議会条例の一部改正)
- 2 横浜市都市美対策審議会条例（昭和40年7月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「第6条第2項」の次に「（同条第6項において準用する場合を含む。）」を、「第9条第4項」の次に「、第14条の2第2項、第14条の3第2項、第14条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）」を加える。

提 案 理 由

魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要な歴史的建造物についての指定制度を新設するため、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考
-----

## 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（抜粋）

（ <u>上段</u> <u>改正案</u> ）
（ <u>下段</u> <u>現 行</u> ）

## 目次

（第1章から第3章まで省略）

第3章の2 特定景観形成歴史的建造物（第14条の2—第14条の6）

（第4章から第6章まで省略）

第7章 罰則（第23条—第25条）

（附則省略）

第3章の2 特定景観形成歴史的建造物

（特定景観形成歴史的建造物の指定）

第14条の2 市長は、歴史的な価値を有する建造物（これと一体となって魅力ある都市景観を形成している土地その他の物件を含む。以下「歴史的建造物」という。）であって、魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要なものを特定景観形成歴史的建造物として指定することができる。ただし、次に掲げるもの（以下「指定対象外建造物」という。）については、この限りでない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの、同法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定され、又は仮指定されたもの

(2) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定された

もの、同条例第 26 条第 1 項の規定により神奈川県指定有形民俗文化財に指定されたもの及び同条例第 31 条第 1 項の規定により神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝又は神奈川県指定天然記念物に指定されたもの

(3) 横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により横浜市指定有形文化財に指定されたもの、同条例第 32 条第 1 項の規定により横浜市指定有形民俗文化財に指定されたもの及び同条例第 40 条第 1 項の規定により横浜市指定史跡、横浜市指定名勝又は横浜市指定天然記念物に指定されたもの

(4) 景観法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物に指定されたもの及び同法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木に指定されたもの

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴くとともに、当該歴史的建造物の所有者（所有者が 2 人以上いる場合にあっては、その全員。以下同じ。）及び権原に基づく占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を当該歴史的建造物の所有者等に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

（指定の解除）

第 14 条の 3 市長は、特定景観形成歴史的建造物が滅失等により特定景観形成歴史的建造物としての価値を失ったときその他規則で定める理由があるときは、前条第 1 項の規定による指定を解除す



ることができる。

2 市長は、前項の規定による解除をしようとするときは、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、特定景観形成歴史的建造物が指定対象外建造物となったときは、前条第1項の規定による指定を解除するものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項及び前項の規定による解除について準用する。

(保存活用計画の策定等)

第14条の4 市長は、第14条の2第1項の規定により特定景観形成歴史的建造物の指定をしたときは、当該特定景観形成歴史的建造物の保存及び活用の促進に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を策定しなければならない。

2 保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 当該特定景観形成歴史的建造物の名称及び概要

(2) 当該特定景観形成歴史的建造物の所有者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 当該特定景観形成歴史的建造物の保存及び活用に係る目標及び方針

(4) 建築基準法第3条第1項第3号に定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該特定景観形成歴史的建造物の良好な保存及び活用を図るために必要な事項

3 市長は、保存活用計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該特定景観形成歴史的建造物の所有者等と協議して保存活用

計画の案を作成し、都市美対策審議会の意見を聴かなければなら  
ない。

4 市長は、第1項の規定により保存活用計画を策定したときは、  
その旨を当該特定景観形成歴史的建造物の所有者等に通知しなけ  
ればならない。

5 前2項の規定は、保存活用計画の変更について準用する。ただ  
し、第2項第2号に掲げる事項のみに係る保存活用計画の変更に  
ついては、この限りでない。

(管理義務等)

第14条の5 特定景観形成歴史的建造物の所有者等は、保存活用計  
画に基づき当該特定景観形成歴史的建造物を適切に管理しなけれ  
ばならない。

2 特定景観形成歴史的建造物の所有者が変更したときは、新たに  
所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければ  
ならない。

(現状変更等に係る許可等)

第14条の6 特定景観形成歴史的建造物の所有者等は、当該特定景  
観形成歴史的建造物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼ  
す行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長  
の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に  
係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為が保存活用計画に適  
合すると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならな  
い。

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、保存活用

計画に係る目標の達成又は方針の実現のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定による許可を受けた者が前項の規定による許可に付された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

5 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(罰則)

第23条 次のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) 第14条の6第1項の規定に違反して、特定景観形成歴史的建造物の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をした者

(2) 第14条の6第3項の規定により許可に付された条件に違反した者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(過料)

第25条 (本文省略)  
第23条

横浜市都市美対策審議会条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現行）

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

（第1号から第5号まで省略）

- (6) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第6条第2項~~（同条第6項において準用する場合を含む。）~~、第9条第4項~~、第14条の2第2項、第14条の3第2項、第14条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）~~、第15条及び第19条第3項の規定に基づく市長への意見の提出に関すること。

（第7号及び第2項省略）